

教育研究系の放射線取扱者登録について

本学又は他機関において、放射性同位元素（RI）、放射光施設・加速器（放射線発生装置）又は X 線装置、電子顕微鏡（加速電圧 100 kV 以上）を利用する教職員・学生(社会人学生を含む)・研究員は、本学において放射線取扱者として登録する必要があります。登録の流れは下記のとおりです。

記

1 登録申請

・登録初年度の 4, 7, 10, 1 月いずれかの時期に、熊本大学ポータル内の「放射線取扱者個人管理システム(PMSR)」において登録申請を行う。

・次年度も登録の継続を希望する場合、3 月中に同システムにおいて更新登録申請をする。

※熊本大学 ID を持っていない方は、PMSR における登録申請ができないため、最寄りの RI 施設にお問い合わせ下さい。放射線業務従事者登録申請書を提出していただきます。

※登録区分：初めての登録は「新規登録申請」、2 回目以降の登録は「更新登録申請」です。

※放射線取扱者の分類：放射線業務従事者又は監視区域専従作業員。登録施設に応じて、いずれかを選択する（放射線施設一覧(<http://www.kri.kumamoto-u.ac.jp/notes/shisetsu.pdf>)を参照）。

2 健康診断

・登録初年度の 4, 7, 10, 1 月いずれかの時期に、健康診断を受診する。ただし、監視区域専従作業員は対象外。項目は、問診・血液検査・眼及び皮膚の検診である。

・登録後も、定期の健康診断（7 月期及び 1 月期）を受診する。

・教職員及び研究員は、登録 2 年目以降、Web 問診を受診し、異常がなかった場合、血液検査を免除できる。ただし、学生は Web 問診の対象外で、登録初年度と同様の要領で健康診断を受診する。

・健康診断を受診できない場合、あらかじめ、最寄りのアイソトープ施設にその旨を申し出ること。

3 教育訓練

・登録初年度の 4, 7, 10, 1 月いずれかの時期に、下記の取扱区分に該当する講習を受講する。

（講習 A）取扱区分：RI, 放射線発生装置

（講習 X）取扱区分：X 線装置又は電子顕微鏡

・次年度も登録の継続を希望する場合、3 月に実施される更新用の教育訓練を受講する。

4 放射線取扱者手帳

・1～3 の手続きが完了後、登録が完了する。登録後、放射線取扱者手帳が交付される。

・放射線業務従事者の場合は、個人被ばく線量計（ガラスバッジ）が配付される。ガラスバッジは、管理区域に立ち入る間継続して着用する。

・放射線取扱者手帳には、健康診断結果、教育訓練受講票及び被ばく線量測定結果（管理区域に立ち入った月のみ交付）を貼付して保管する。

問い合わせ先：黒髪地区アイソトープ施設 3782

RI 総合施設（本荘地区）6513

大江地区アイソトープ施設 4675